

令和3年

第3回市議会定例会 議案第5号

函館市過疎地域産業振興促進区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

函館市過疎地域産業振興促進区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市過疎地域産業振興促進区域における固定資産税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市の過疎地域産業振興促進区域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下この条および次条において「法」という。）第8条第1項（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第4条第2項の規定によりみなして適用する同令附則第3条第2項においてその例による場合を含む。）の規定により定められた法第8条第1項に規定する市町村計画（次条において単に「市町村計画」という。）に記載された法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。次条および第6条において同じ。）の振興に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、固定資産税の課税について函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の特例を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市の過疎地域産業振興促進区域（法附則第6条第1項の規定により法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域（第6条において「特定市町村の区域とみなされる区域」という。）を除く。）内において、市町村計画に定められた次に掲げる事業の用に供

する設備（以下「工業生産等設備」という。）の取得等（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下この条において「省令」という。）第1条第1号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者で当該工業生産等設備に係る事業を営んでいるものについては、当該事業に係る適用資産（工業生産等設備のうち、省令第1条第1号イに規定する特別償却設備である家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったものに限る。）をいう。以下同じ。）に対する固定資産税（当該適用資産に課されるべき最初の年度以後3年度間におけるものに限る。）を免除する。

(1) 製造業

(2) 情報サービス業等（次に掲げる事業をいう。）

ア 情報サービス業

イ 有線放送業

ウ インターネット付随サービス業

エ 次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、アからウまでに掲げる事業に係るものを除く。）および当該業務により得られた情報の整理または分析の業務に係る事業

(ア) 商品、権利もしくは役務に関する説明もしくは相談または商品もしくは権利の売買契約もしくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付もしくは締結もしくはこれらの契約の申込みもしくは締結の勧誘の業務

(イ) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

(3) 農林水産物等販売業（市の過疎地域産業振興促進区域内において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において主に他の地

域の者に販売することを目的とする事業をいう。)

(4) 旅館業（下宿営業を除く。）

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定により課税の免除を受けようとする者は、当該課税の免除を受けようとする当該年度の賦課期日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

(地位の承継)

第4条 課税の免除を受けている者についての次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者は、市長の承認を受けたときは、当該課税の免除を受けている者の地位を承継する。

(1) 相続があった場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人または合併により設立された法人

(3) 法人を分割した場合（当該事業を承継させる場合に限る。） 分割により当該事業を承継した法人

(4) 当該事業を譲渡した場合 その譲受人

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、課税の免除を受けた者または受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税の免除の決定を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する課税の免除の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により課税の免除を受け、または受けようとしたとき。

(準用)

第6条 市の過疎地域産業振興促進区域（特定市町村の区域とみなされる区域に限る。）内において、工業生産等設備の取得等をした者が当該工業生産等設備に係る事業を営んでいるものの当該事業に係る適用資産に対する固定資産税の課税については、第2条から前条までの規定を準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（次項および附則第4項の規定を除く。）の規定は、令和3年4月1日以後に工業生産等設備の取得等をした者で当該工業生産等設備に係る事業を営んでいるものの当該事業に係る適用資産について適用する。

(この条例の失効)

3 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日限り、その効力を失う。

(1) 第6条の規定 令和9年3月31日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和13年3月31日

4 前項第1号の規定にかかわらず、令和9年3月31日以前に工業生産等設備の取得等をした者で当該工業生産等設備に係る事業を営んでいるものの当該事業に係る適用資産については、第6条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により本市の区域が過疎地域とみなされる区域等となったことに伴い、固定資産税の課税の特例を定めるため